

# 舍利八分伝説の意義

宇治谷 顕

## 一、序

釈尊臨終から葬儀、舍利八分に関する一連の伝説は、種々の仏伝や経典に見られる。これらの伝承は、あまりに神話的・劇的な説示が多く、歴史的史実と後世の伝説作者の潤色との判別が非常に雑然としている。舍利八分の伝説の問題を考究するに、与えられた文献の中から史実と窺うことができる伝承、すなわち、共通の表現内容を持つ伝承を摘出することに、より歴史的史実性の解明に邁ろうと思う。

舍利八分の伝説は、諸文献に伝説の表現方法は異なるものの、釈尊の遺骸はクシナーラーのマツラ族の人々の手によって火葬され、その遺骨・舍利分配について紛争が興り、一バラモンの調停によって八分され、諸国家、部部族に八分された舍利は、個々に仏舍利塔を建立せられ、丁重に信奉せられた、と大筋において一致した内容で伝えている。しかし、伝説の表現方法、内容はあまりに神話的、劇作的であり、完成せられた

舍利八分伝説の意義

様相を示す反面、逆にその史実性に疑惑の念をいだくものである。

伝説の史実性解明には、単に仏教文献、並びに仏教の習慣性を論じるのみならず、仏教興起時代の社会一般的習俗や文化と対比し論じるべきである。むしろ、伝説を成立せしめた社会的背景、国家なり部族の存在の考察が緊要課題であり、この考察なくして、舍利八分伝説の問題は解明され得ないのである。特に、仏教が新興の宗教教団として発展するうえにおいて、舍利供養に関する伝説は、当時の一般的社会の習俗、文化とは異質な信仰形態であり、この点に仏教の特異性が見られると言っても過言ではあるまい。

註(1) 中村元博士は釈尊の生涯の伝記を探る時、諸本の共通する部分を取り

出せば、もとの原本に近いものごとり出されると考えるが、この試みは案外成功しない、と論じている。『ゴータマ・ブッタ』四二〇頁。さらにかような諸伝承の史実性解明に関して次の様な分析をなしている。

一、神話的潤色は後代になるほど強まって行く。このような要素はま

ず除去されねばならない。

二、それに関連して釈尊が神的存在として描かれている文章は後代の加筆である。これに反して神的存在らしからぬ、人間らしいすがたが描かれているのは後代の編纂者の意図に反してまでも經典の中に保存されて来たのであるから、多分に歴史的人物として真相に近いと言はねばならない。

三、ゴータマブツダ以後の歴史的事実に言及しているのは、後代の附加である。

四、教理の定格化されたもの(法数)は、後代の加筆になると思われる点が多い。 中村著「ゴータマ・ブツダ」四二二頁

註(2) J. Przyłuski, *Le partage des reliques du Buddha.*

「仏敎の年代記では、二種の仏陀の遺骨分配の伝説が知られている。

第一は火葬の後、すぐに行なわれたとする。第二はAsoka王の仕事とする。…中略…『Maha-s』が起草された時、仏敎はまだ西方に普及していなかった。聖都は未だガンジス河流であり、近隣のRajaha, Vaisali, Pava, Kusinara, Kapilavastuとよびた公國であった。」聖語研究一卷二十八頁。

「仏陀の遺骨分配の伝説は、すでに神格化された仏陀の聖人伝の中に取り入れられたのである。独特の埋葬を予知する仏陀の指示は、確かにインド古来の伝統を保持している。仏陀の遺骨の伝説に二種の説明がある。一方の『Maha-s』は、仏遺骨分配に集まった種族を列挙し終結している。他方『Avadāna』は非常に異なると思われる葬儀を暗示している。…中略…Sutra は宗規に基づいて作られたもので、比丘によって手を加えられたものである。Avadāna はものと自然発

生的であり、より一般的啓示である。そのため Avadāna の話の中に、より初期の伝統の跡が見い出せよう。」聖語研究一卷三十三頁

## 二、諸文献

舍利八分の伝説を伝える文献は少なくない。主な文献としては次のようである。

一、巴 Mahāparinibbāna-suttanta (DN. II. 164~168)

二、梵 Mahāparinirvāna-sūtra (hrsg. Von E. Walds chmidt III 432 ~450)

三、遊行經(大正一、二九頁b~三十頁a)

四、般泥洹經卷下(大正一、一七五頁a~c)

五、般泥洹經卷下(大正一、一九〇頁a~c)

六、大般涅槃經卷下(大正一、二〇七頁a~c)

七、十誦律卷六十(大正二十三、四四六頁b~四四七頁a)

八、根本説一切有部毘奈耶雜事卷三十八~三十九九 (大正二十四、四〇一頁c~四〇二頁a)

九、釈迦譜卷第四(大正五十、七十四c~七十六b)等<sup>(1)</sup>

以下、これら諸文献の伝説内容を比較検討するなかで、舍利八分伝説の史実性に関して考察してみたい。

註(1) 他には、ナンチャル Hdui-ba phran-tshegs-kyi gshi (Peking, vo. 1035, Vol. 44 P235, Ne 280a<sup>4</sup>~285a<sup>5</sup> hrsg Von. E Waldo-

chmidt, III. 433~436)、『仏所行讚卷五』(大正四、五二頁a)、『仏本行集經卷七』(大正四・二四頁c)等にも伝えられる。

### 三、伝説の内容

#### (一) 舍利を求めて来た人々

巴・梵・漢の諸文献に伝えられる伝説は、大筋において次のように伝えられている。釈尊がクシナラーで死去したことを聞いた人々は、釈尊の火葬を行なったクシナラーのマツラ族に対し、釈尊の遺骨、舎利の分配を要求した。しかし、クシナラーのマツラ族はその要求を拒絶したためその間に紛争がおころうとした。その時、ドーナ(Dona)と称するバラモンが調停人となり紛争を治め、仏舎利は八分せられ、それぞれの人々は自国に持ち帰り、仏舎利塔を建立して篤く供養した。調停人のドーナは舎利を入れた瓶を拝し、塔を建立して供養し、最後に来たモーリヤ族は、灰を拝し、塔を建立して供養した、と伝えらる。

釈尊の舍利を要求した人々とは、『巴Maha-S』によればマガダ王アジヤータサットウ・ヴェーサーリーのリッチャヴィ族・カピラヴァットウのサーキヤ族・アッラカッパのブリ族・ラーマガーマのコーリヤ族・ヴェーデーバのバラモン達・パーヴァーのマツラ族の七者と伝えられる。この七者は、登場順序こそ異なるものの、巴・梵・漢の諸文献とも相互に共通する伝承であり、疑う余地のない事実と、一般的に解されて

舍利八分伝説の意義

いる。

なお、『梵Maha-S』『遊行經』『般泥洹經』『十誦律根本説一切有部毘奈耶雜事』『釈迦譜卷』等に伝えられる、舍利を求めて来た人々の登場順序は、<sup>(1)</sup>パーヴァーのマツラ族から初まり、マガダ王阿闍世を最後にして七つの地名、国名、部族名等を伝えているが、その順序は一樣ではない。詳細は附表のごとくである。さらに『大般涅槃經』では、マガダ王阿闍世を最初に挙げ、「余の七国の王・及び毘耶離の諸離車等」と伝え、七者の具体的な名称については触れていない。『仏般泥洹經』では「辺境八国」<sup>(3)</sup>、『仏所行讚』では「七国諸王」、『仏本行集經』では「七国王」とのみ伝えている。

註(1)『梵・Maha-S』と『十誦律』に記される内容は、舍利を要求に来た順序と舍利を分配される順序とは異なっている。『梵・Maha-S』の舍利分配の順序は、パーバのマツラ族、アッラカッパのブリ族、ヴェーデーバのバラモン達、ラーマガーマのコーリヤ族、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族、カピラヴァットウのサーキヤ族、マガダ王となっておる。『十誦律』では、波波國婆羅婆羅、羅摩聚落拘樓羅種、遮勒國諸利帝利姓、毘舍國諸婆羅門、毘耶離國諸梨昌種、迦毘羅婆羅諸釈子、摩伽陀國主阿闍世王となっている。

註(2)「余の七国の王」と記すのは、始めに阿闍世王をあげているのだから「六国」とされるべきである。

註(3)「辺境八国」とされるのは、クシナラーのマツラ族は除かれるので「七国」とされるべきである。

附表

	Mahāparinibbāna -suttanta DN. II. 105~166	Mahāparinirvāna -sūtra hr̥ṣg. Von E. Waldschmidt, S. 434~436	遊行經 大正 I. p. 229c~230a	般泥洹經卷下 (失記本) 大正 I. p. 150a~c	十訓律卷60 大正23. P. 446b~447a	根本說一切有部 毘奈耶雜事卷38~39 (婆伽婆部) 大正24. p. 401c~402a	釈迦譜卷第 4 大正50. p. 74c~76b
1.	Kusinārā Mallā	Kusinagara Mallā	拘尸国末羅民衆	拘夷國人	拘尸城諸力士	拘尸那城諸壯士	拘尸国末羅民衆
2.	Rājā Māgadhō Ajātasattu	Varṣākāra Brahmaṇo Magadha- Mahāmāitro	波婆国末羅民衆	波旬國諸華氏	遮勒國 諸利帝利姓	波波呂諸壯士	波婆国末羅民衆
3.	Vesālīkā Licchavi.	Pāpā Mallā	遮羅頗國 諸跋難民衆	可樂國諸拘鄰	波婆國 婆蹉婆羅	阿羅摩邑	遮羅頗國諸跋難 民衆
4.	Kāpilavattavā Sakya	Calakalpakā Bulakā,	羅摩伽國 拘利民衆	有衡國諸耑離	羅摩聚落 拘梭種羅	遮洛迦邑 部魯迦邑	羅摩伽國拘利民衆
5.	Allakappakā Bulayo	Viṣṇudvipiyakā Brahmaṇā.	毘留提國 波羅門衆	神州國諸梵志	毘芻國 諸婆羅門	吠率奴邑	毘留提國婆羅門衆
6.	Rāmāgāma Kojiya	Pāmāgrama Kraudya	迦維羅衛國 釈種民衆	維耶國諸離捷	毘耶離國 諸梨昌種	却比羅城 諸釈迦子	迦維羅衛國釈種民衆
7.	Vethadipako Brāhmana	Vaisālākā Licchavi	毘舍離國 離車民衆	赤沢國諸釈氏	迦里羅婆國 諸釈氏	薛舍離城 栗始毘子	毘舍離國離車民衆
8.	Pāvā Mallā	Kāpilavāstavya Sākya	摩竭王阿闍世	摩竭王阿闍世	摩伽陀國王阿闍世王 韋提希子	摩伽陀國末生怨王 勒臣 行雨大臣	摩竭王阿闍世
瓶塔	Doṇa	Dronagrāmaka -Dhūmasagotra	香姓婆羅門 (摩竭王阿闍世勅單)	梵志毛躰	頭那羅聚落 姓姻婆羅門	突路拏婆羅門	香姓婆羅門
灰塔	Pippalirānīyā Morīyā	Pippalīyāno Mānava	臣鉢村人	梵志溫達	必婆羅延那婆羅門 居士	摩納婆畢鉢羅	畢鉢村人
				衡国道士			〔生時髮塔〕 記

(二) 舍利要求の模様

舍利を要求する様子は、諸文献の伝承において、その表現方法、内容ともに様ではない。舍利を要求する理由は、『巴・Maha-S』によれば、「導師もクシャトリア族であり、われもクシャトリア族出身である。サーキヤ族は、導師は我々種族のもっともすぐれた人。ヴェータデーバのバラモンは、導師はクシャトリアであり、我はバラモンである。」と伝える。他の諸本は、大体において「我が師であり、敬慕の心より」とか、「<sup>(2)</sup>我の尊ぶ所」<sup>(3)</sup>「我ら種族の大師」<sup>(4)</sup>などと記している。

又、舍利争奪戦の有無に関しては、クシナーラのマツラ族との他の七国との間に紛争があったと伝えている。『巴・Maha-S』によれば、紛争はあるものの双方とも兵を興すとは記さず、調停者バラモンの登場をみる。『遊行経』は諸々の国王は、「郡臣を集めて討議し、兵を準備しているのだから、力をもって取るべしと主張し、これに対してクシナーラも、あくまで戦うべきだと、兵の準備をなした」<sup>(5)</sup>と記する。他に、兵を興すのに、討議の結果ではなく、「マガダ王の勅臣の進言による」<sup>(6)</sup>と記するもの、又、「兵を興しクシナーラ城をとりかこんだ」<sup>(7)</sup>と記するものなど、その表現内容は様ではない。

註(1) DN. II. 166

註(2) 『遊行経』大正一、二九b、『般泥洹経』大正一、一九〇a、『大般涅槃経』大正一、二〇七a~b 我が師であり、共にクシャトリア出身

舍利八分伝説の意義

であると記す。『釈迦譜卷第四』大正五十、七四・c

註(3) 『十誦律卷六十』大正二三、四四六b

註(4) 『根本説一切有部毘奈耶雜事卷』大正二四、四〇二a

註(5) 大正一、二九bc、他に『大般涅槃経』大正一、二〇七a~b 『釈迦譜卷四』大正五十、七四c~七五a

『般泥洹経卷下』大正一、一九〇a~b 『仏般泥洹経卷下』大正一、一七五a

註(6) 『梵・Maha-S』hrsg. von E. Waldschmidt, S. 436~442

『根本説一切有部毘奈耶雜事卷』大正二四、四〇一c~四〇二a

註(7) 『十誦律卷六十』大正二三、四四六c

(三) 調停者バラモン

調停者バラモンに関する伝承は、『巴・Maha-S』によれば、

ドーナ(Dona)バラモンは、かの集まった人々にこのように言った。

「きみらよ、聞け・わが言を。」

われらの釈尊は堪え忍ぶことを説かれた方でした。

最上の遺骨の分配に、争いが起るといふことは善くありません。

きみたちよ。われらはすべて協力し、仲よくし、喜び合いながら、

八つに分配しましょう。

広く諸方にストゥーパを作りなさい。

世の人々は眼ある者を信奉しています。<sup>(1)</sup>

と伝えている。本書には、調停者バラモンは突如として物語に登場し、仲裁の労をとっている。しかし、彼がいかなる人物であるかは何も伝え

ていない。他の文献に伝える調停者パラモンを表記すれば。次のごとくである。

文献	名前	出身地
巴 Maha-S	Doṇa	不明
梵 Maha-S	Dhūmasagotra	Droṇagrāma
遊行経	香姓	摩竭王の勅臣
仏般泥洹経	屯屈	天帝の化身
般泥洹経	毛𪛗	摩竭王の勅臣
大般涅槃経	徒盧那	鳩尸那城中
十誦律	姓𪛗	頭那羅聚落
根本説一切有部	突路琴	不明
毘奈那雜事		
釈迦譜卷	香姓	摩竭王の勅臣

以上のように、調停者パラモンに関する伝承は、名前や出身地に大きな違いがあり、史実性を疑わざるおえない。仏伝文学の一般的傾向としては、後世伝説作者の潤色との気配が非常に濃い。調停者パラモン存在の史実性について大いなる疑問をいだくものである。

調停者パラモンが実在した人物であるか、創作上の架空の人物であるかを判別することは、舍利八分伝説の歴史的意義を探るうえに非常に重要な課題である。<sup>(3)</sup>この点について、杉本卓州氏は『舍利八分と仏塔建立の伝説・その三』<sup>(4)</sup>に詳細なる考究を施している。杉本氏は、ドーナ伝承

の幾多の矛盾点を指摘している。例えば、ドーナが住した処は、『アングッタラ・ニカーヤ』(II・37-39)と『雜阿含経』卷四(大正二、二八a-b)、『別訣雜阿含経』卷一三(大正二、四六七a-b)において、「仏陀がウツカッタ(Ukkattha 漢訳有徒迦帝)とセータヴァヤ(Setavya, Setabya 漢訳陞鳩羅?)の間の道中を遊行していた時に、ドーナも同じ道歩いていて」、と伝えており、これらの地がコーサラ国内にめったことが漢訳文献から知られる。これに対し、巴の注釈書『マノラータ・プーラーニー』(II五〇五-五〇五)や『スマンガラ・ヴィラーシニー』(II六〇七-六〇八)に見られる記載には、仏陀がセータヴァヤに旅したのは、ドーナに会うためであると伝えており矛盾している。さらに、ドーナはマガダの大臣とされ、彼が住した処、ドーナ村は、ヴェーサーリーからパーヴァーに向う道中にある村とされ、前述のコーサラ国内とする伝承とは著しい違いが認められる。さらにドーナの瓶に言及しており、ドーナの瓶が崇拜の対象とされたことは、舍利崇拜以上の信仰の深さを物語っており、舍利八分伝説そのものが、仏陀に対する信仰のかなり進展した時代を背景にして創作されたものであることを教えてくれると記している。ドーナの瓶塔に関しては、玄奘による、クシーナーラーより南下してはるか遠方、パーラーナシー附近に建てられたとする伝承と比較検討している。ドーナの出身地である地に瓶塔を建立したとするのは諸文献一様の伝承であり、この点、前述のドーナが住した処の考究内容と比較する時、甚しい相違を知らされる。結論的には、「新しい資料が示されるたびに増々

混乱させられ、とまどう他はない」と語り、創作的色彩の濃いことを伺わせる内容である。現研究段階では、結論を導き出すには至っていないのである。

次にドーナ研究の一面として、創作上の人物との仮定のもとに、時代的背景を考究してみよう。仮りに、創作上の人物とするならば、舍利八分の伝説に単なる劇作的脚色の意味のみで調停者バラモンを設定したとは考えられない。その背景には、仏教興起時代の歴史的、社会的背景を加味した深い意味が内在していると考られる。

では、調停者バラモンはいかなる諫言をもって仲裁をなすのか、伝えるところによれば、

『巴 Maha-S』「前 述」

『梵 Maha-S』「きみたちよ、クシナガラのマツラ族よ。サンガ (saṅgha-

a)、ガナ (gana) 群衆のいづれの集まりの者であれ、聴きたまえ。

長い間、かの釈尊は貧欲を制御し、安らかであり、忍耐を称える人、

忍耐を説く人であった。きけたちよ、この貧欲を制御し、安らかであ

り、忍耐を称える人、忍耐を説く人の言葉に違反して、この釈尊ゴ

ータマの舍利のために、お互いに傷害を加えようとしているが、こ

れは相応しくない。私は釈尊ゴータマの舍利を八等分することを喜

びとなそう。」<sup>(7)</sup>

『遊行経』「諸賢・長夜仏の教誡を受けたり、口に法言を誦し、心は仁化に服し、一切衆生を常に念じて安かならんと欲す。むしろ、仏舍利

を争えば相い残害すべし。如来の遺形をもって広く益せしめんと欲すれば、舍利は現に在り、ただしまさに分ち取るべし。」<sup>(8)</sup>

『仏般泥洹経』「わが一言を聴きたまえ。惟うに、仏が在世の時には、諸王は仏の教えにつかえ、常に慈しみをもって恵みをもたらしめた。人民の主たるものが、諍うようなことがあってはならない。平等に仏の舍利を分けよう。諸国土は皆なストゥーバ (宗廟) 有らしめよ。人民の迷妄無知をさとらせ、仏の有ることを知らしめよ。それを糸口となし、大いなる禍を得させよ。」<sup>(9)</sup>

『大般涅槃経』「汝等よ。勇銳果敢なる彼の八国の王は、力を等しくし心を同じしている。人衆は多く集まり、軍陣は猛りきっている。もし戦闘がなされたならば、当然両方とも安全でありえない。鋒刃が交われれば、必ずや傷害があるろう。如来は、在世の時に、人々に慈しみを行なうことを教えた。それなのに、今日はどうであらう。たちまちに人々は殺戮しあっている。汝等よ、舍利を悋惜すべきではない。諸国及びリッチャヴィ族 (離車) 等に分け、各々の地域にストゥーバ (兜婆) を造立させよ。世尊の往昔の訓誡を称え、汝等みんなが福利を得るようにせよ。」<sup>(10)</sup>

このよなり調停者バラモンの諫言は、みな一様に釈尊が忍耐を説き、忍耐によって争いをおこさないようにするべきであると語る。さらに、舍利を分配した後、各地にストゥーバを建立し、人々に福利をもたらすよう進言している。

これらの伝承から推察するに、調停者パラモンの出現の意義は、仏教的政治理念である「平和主義」の宣揚にあるのではないかと考えられる。仏教興起時代におけるインド国内は、いたるところ争いが断えない日々であり、さながら仏舍利の争奪戦は、諸国家・諸部族の対立、抗争を象徴するがごとくである。現研究段階では、調停者パラモンの存在の史実性にまったく信憑性がなく、あまりに作爲的な伝承内容であり、舍利八分伝説の意図するところは、舍利分配によって対立する諸国家、諸部族の調停により、争いの無益なることをあらわし、現実社会においても、諸国家、諸部族の対立・抗争の無益なることを宣揚しようとしたと考えるのが妥当であろう。

続いて、「仏塔を建立して人々に福利をもたらせ」と進言するのは、仏教の基本理念である「自由―平等」の精神を宣揚せしめようとする意図を窺うことができる。従来、パラモン宗教がパラモン至上主義に基づく、カースト制度を厳格に保持する宗教であったのに対して、仏教はパラモン宗教のカースト制度を否定し、すべての人民は「自由―平等」であると力説する。すべての身分差別を超越した姿で、教団への結集を希求したのであり、大衆の宗教として発展するのであった。

仏教興起時代、すでにインド各地において舍利塔信仰の栄えであったことは、種々の資料、諸学者達の研究により、明らかにされている。<sup>(12)</sup> 初期の仏教教団において、仏舍利塔は在家信者のための礼拝供養の対象に限られ、比丘達の舍利塔への礼拝供養は厳禁されていた。<sup>(13)</sup> このような

教理を前程として考察するに、調停者パラモンが仏塔崇拜を諫言する意図は、単に教団拡張・民衆の仏教教化の目的のみならず、その中には社会倫理的要因をも窺うことができる。仏教は、身分制度を否定し、すべての民衆の自民で平等の立場で参加する教団形成を目的とし、宗教社会の単一者、又は単一階級による独占的権威の集中を否定し、教団内にあつてはすべての比丘、非比丘ともに自由―平等であることを推奨している。民衆教化のための教理は、社会倫理的側面からの希求でもあり、その目的は大衆化した仏教教団を宣揚せしめることであつたと考えられる。

以上、調停者パラモンが創作上の人物であるという仮定のもとに、その仮定を裏付ける要因を伝説内容において検討を加えてみた。しかし、彼が果たす役割、及び社会的背景の重要性を再認識するのみであり、彼の史実性の解明には至らない。現在まで、調停者パラモンに関しては種々の討究がなされており、一様に名称の矛盾を列挙し、調停者パラモンの史実性の希薄なることを論じているのが大勢である。このような現状において調停者パラモンの存在は多分に後世伝説作者の創作的色彩が濃く、仏教の基本精神の宣揚を意図し、仏教教団興隆のため使徒的役割を課したのではなかったかと推察されるのみである。

註(1) W. 25. DN. II, P. 166G

註(2) 序の注(1) 参照

註(3) 宮坂有勝氏は、調停者ドーナを、コーリヤ種族のデーヴァダハ(Dya



vadaha) 出身のマーヤ (Maya) とマナーバジャーパーティ (Maharajapati) 姉妹に近く近い血縁近親者のひとりではなかったか、という推定を行ない、サーキヤ族の血縁種族にあたるコーリヤ族であるとするが、その実証をするにはいたっていない。宮坂有勝著『仏教の起源』三十八頁、九十七頁参照。

註(4) 『東北福祉大学紀要』創刊号一三〇一七頁参照

註(5) 梵Mahā-Sによるヴァイシャリーからクシナガラ道の村や町は、クシナタ村 (Kustha-g)、『ガンダ村 (Gonda-g)』ドローナ村 (Drona-g)、『シールバ村 (Sarpa-g)』アームラ村 (Āmra-g)、『ジャン村 (Janbu-g)』ハステイ村 (Hasti-g)、『ボーガ町 (Bhoga-nagara)』とされる。これはヴァジジ国からマッラ国に至る地名であるが、この中にドローナ村が見られるが、他の諸本にはこの村の名は見当らない。

註(6) 『大唐西域記』巻七(大正五一、九〇八a) 中国古典文学大系22平凡社水谷真成訳二二八頁参照

註(7) Hsg. Von E. Waldschmidt, S. 440~442

註(8) 大正一、二九 a

註(9) 大正一、一七五 a

註(10) 大正一、二〇七 b

註(11) DN II 146に、次の様に記する。アーナンダは、クシナラは涅槃の地としてふさわしくなくとして、舍利供養 (Śāriya-pūjā) が盛んな地であるチャンパー、ラージャガハ、サーヴァッティ、サーケータ、コーサンビー、パーラーナシーが適当であると語っている。

『遊行経』(大正一、二二b)には「此の鄙陋の小城荒廢の土において滅

舍利八分伝説の意義

度を取り給ふことなかれ。よるところはいかん。さらに大国あり、瞻婆大国、毘舍離国、王舎城、婆祇国、舎衛国、迦維羅衛国、波羅捺国なり。その土には、人氏衆多にして佛法を信樂す。仏滅度已しりて必ずよく舍利を恭敬供養せん」と伝えている。

註(12) 塚本啓祥著『初期仏教教団史の研究』三五八頁参照

註(13) 平川彰博士は、仏塔は本質的に在家信者のものである。仏塔信仰は在家信者によって始められたものであり、その後も伝統として在家信者によって護持されたと考えてよいと語っている。平川著『インド仏教史』三四三~三五〇頁

#### 四、舍利八分の部族的意義

紀元前五、六世紀のインド社会は、バラモン宗教を支えてきた小村落中心の支配体制崩壊の時代であった。変って新しい都市国家群の興起(1)という状況下において、大小の諸国家、諸部族の群雄割拠する時代である。文化・思想的には、バラモン至上主義の閉鎖的文化・思想から、クシャトリアが主導権を握る都市型文化・思想へと移り変っていく。自由・清新な文化・思想が現われ、現実的な欲望を求める唯物論等の擡頭があり、大きな変遷がみられる時代であった。新興の宗教界においては、教理の社会適合性が希求され、バラモンの閉鎖的祭祀の宗教から、開放された大衆性の強い宗教が熱望されるのである。教理自体が普遍的に社会倫理であることが要求されたのである。かかる状況下において、舍利八分の伝説は、新興の宗教において不可欠の要素である、教理の社会倫

理性充足の一面として把握されるべき性質のものであると考えられる。

舍利八分伝説の史実性解明とともに、社会倫理性内在の実証として、当時の激変する社会、すなわち諸国家、諸部族の関係を比較検討することとは、非常に意義深いことであろう。諸国家、諸部族が伝説に登場する理由を、宗教的側面からのみ推測するのは、あまりに不十分であり、合せて社会的側面からも推測する必要がある。伝説に登場する諸国家、諸部族の舍利分配は、伝説の内容において諸文献一様に登場し、さらに、カピラヴァットウのピブラーロー塔やヴェーサーリーの塔発掘により、仏舍利が発見された事実を論拠として、一般的に史実として認められている。しかし、この二つの仏舍利塔が発見された事実を論拠として、諸国家、諸部族への舍利八分が史実であると断定するには、あまりに伝承内容に矛盾があり、又、考古学的裏付けも希薄である。現研究段階の考古学的立証を持って、伝説内容の矛盾を排除するには至っていない。

舍利八分伝説に諸国家、諸部族が登場する理由を、社会的状況を背景として、釈尊の生涯と対比し、推察を試みることにする。特に伝説に登場する一因を釈尊とのかかわり<sup>(3)</sup>において推察することは、伝説に登場する人々の史実性を解明する一手法となる。

仏伝によれば、釈尊正覚の後、八十歳でなくなるまで四十五年間にガンジス河流域の中インド各地を遊行し、教化に専念すると伝えられる。その巡跡をたどれば、ペナレスから始まり、ウルヴェーラー↓ガヤ↓ガヤーシーサ(象頭山)↓ラージャハグリハ(王舎城)↓パーヴァー国↓カピ

ラヴァットウ↓サーヴァッティー(舎衛城)と遊行の旅をしている。サーヴァッティーにおいては、ここを拠点として、幾多の遊行を試みており、ラージャハグリハと同様最も長く滞在した所<sup>(4)</sup>である。

さらに、釈尊終焉の旅の伝承は諸文献に何うことができる。しかし、その内容は一樣でなく、今は中村博士の見解にそって<sup>(5)</sup>、「巴Mahasj」に伝えられる釈尊終焉の旅の巡跡をたどることにする。ラージャハグリハを出発した後、ナーランダ↓パータリ村(マガダ国からガンジス河を渡りヴァッジ国に入る)↓コーテイ村↓ナーディカ村↓ヴェールワ村(雨季安居)↓ヴェーサーリ市↓バンダ↓ハッテイ村↓アンバ村↓ジャンブ村↓ボーガ市(ヴァッジ国からマッラ国に入る)↓パーヴァー市↓(カックター河を渡る)↓クシナラー、において終焉となっている。釈尊遊行の旅と、舍利八分伝説に登場する人々の関係を比較検討すると、クシナラーとパーヴァーのマッラ族、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族、マガダ王アジャータサットゥは、釈尊と少なからず何らかの関係を持っていたことを察知することができる。さらに、仏伝の伝承内容から推察するに、皆一様に釈尊に帰依し、仏教を庇護する人々であり、仏舍利を要求する行為、それ自体には何ら疑問は残らない。しかし、アツラカッパのブリ族とヴェータデーバのバラモン達と釈尊との関係は認められず、この二部族が伝説に登場する背景を推察する必要がある。

アツラカッパのブリ族とヴェータデーバのバラモン達が、舍利八分伝説に登場する疑問を杉本卓州氏は次のように論じている。

「アツラカッパのブリ族とともに、ヴェータディーバのパラモンたちは、仏陀が生存中に接触した形跡もなく、仏陀と縁故関係があった証拠も得られない。そのような者たちが、どうして仏陀の舍利争奪戦の中に、極めて唐突な仕方では登場してくるのか、全く不可解と言う外はない。伝説では、舍利争奪戦にわたって、それぞれ八者は武力を整え、戦いの準備態勢に入ったと語られている。マガダ国のような強国と競い合えるような武力を、どうしてこれら歴史的に無名の者たちが、しかもバラモン達が、持ち得たであろうか。このような人達をここに登場させることによって、この舍利八分伝説の作者は、どのような演出的効果を得たのであろうか。

また、観点を變えてみるならば、有名な都會の地ではなく、このような無名の地の者たちさえも仏舍利が分配されたということは、本源的には、仏舍利はそれ程大きな価値をもっていなかったことを示しているようにも受けとられる。……中略……このような無名の地こそ、仏舍利崇拜の本拠地は存在しておったのかもしれない。」<sup>(?)</sup>  
現在する資料において、二部族を伝える説示はほとんどなく、彼らが建立したとされる仏舍利塔も未発見であり、確定し得ないのが現状である。

さらに、伝説の主軸を構成するのがクシャトリア階級であるのに対し、特異的にヴェータディーバのパラモンが登場することに、作爲的意図を感じるものである。特に、彼らの存在がほとんど明らかにされ得ない

現状では、前章の調停者ドーナと同様にバラモン階級層の仏教への転化を暗示する企てを窺うものである。

しかし、このような疑問が残るからと言って、一概に舍利要求に登場する二部族は伝説作者の手による潤色である、と結論づけることはできない。伝説作者の潤色との疑い濃いならば、前章の調停者ドーナのように、その表現に大きな違いが存するであろう。現在の研究段階では、二部族の舍利要求は史実であるとするのが、より妥当であろう。<sup>(8)</sup>

今は、二部族の舍利要求は史実である、という仮定のもとに、舍利要求に登場する要因を比較検討するなかで、ある種の推測を試みることにする。その要因は、

(一) 釈尊と何らかのかわりが存在する。

(二) 部族内に舍利崇拜を受容する状況が存在する。

とが想定される。(一)の要因は相関関係の上に成り立つものであり、前述の六つの人々が住する地域は諸資料により十分に要因を充足するものであった。(二)の要因を充足する地域であり、前述の六つの人々が住する地域と混合しないのは、コーサラ国からサーケートを経て、コーサンビーに至る地域が認められ、これらの地域内に二部族が存在していたことが推察される。

そして、アツラカッパのブリ族とヴェータディーバとの関係を伝える伝承から、二部族は近接する地域に住拠しており、何らかの親交が存在したことを窺うことができる。さらに、アツラカッパはコーサンビー王

と交接があつたことを教えている。従つて、アツラカッパはコーサンビ  
ーを首都とするヴァンサ国の領域か、或いはその周辺に住拠していたこ  
とが推察される。現在まで、多くの学者達により、両部族の考究がなさ  
れているが、<sup>(10)</sup> 決定的解釈を下す要因が実証されない現状では、推察する  
ことを余疑なくされる。その中で、宮坂博士が示した説、「アツラカッパ  
のブリ族はバツガ族 (Bhaga) と同様、コーサンビーに隷属していた」<sup>(11)</sup>  
がより妥当ではないかと推察される。<sup>(12)</sup>

以上、舍利八分伝説について種々検討を試みた次第ではあるが、何分  
にも考古学的資料も乏しく、幾多の疑問を説明するまでには至らない次  
第であり、余疑なく推察を下す現状である。しかしながら、舍利八分伝  
説は単に宗教的側面からのみ考究されるべきものではなく、仏教興起時  
代の複雑な社会的背景をも加味した考究がなされるべき問題であること  
を再確認するものである。その上に、伝説上の個々の問題点を指摘し、  
その史実性を考古学的発見と対比しながら検討されうべきであらう。

- 註(1) 中村博士はインドには、西洋のような都市国家は存在しなかったと語  
る。その理由として、インドでは①都市そのものが永続しなかった、  
②都市はより強大な王権のもとに屈服して、政治的軍事的な独立  
の行動団体にまで発展しなかった、③市民各自が、市民としての資格  
において協力行動したのではなく、名目上においてはなお旧来の氏族  
制社会の身分的区別を保存していた。等を挙げている。中村著「イン  
ド古代史上」二三三〜二三四頁

註(2) 一八九八年にベツベによってビプラーワー塔が発見された。  
一九五七年〜八年にアルテカルの指揮のもとに、バトナのジャヤスワ  
ル研究所員によって発見される。

註(3) 宮坂著「仏教の起源」九十八頁に、舍利八分伝説に登場する人々はサ  
ーキヤ族と何らかの血縁関係にある種族民である、と述べているが、  
何ら証拠をあげていない。

註(4) コーサンビーは「仏陀の教えが他のどこよりも多く説かれたのはコー  
サラ国の都サーヴァッティ(舍衛城)である。仏陀はクル地方へ一  
度ならず訪れたがコーサンビーより西へは遠く旅行せず、おそらくジ  
ヤムナー川岸のマトゥラーまでは行かなかつたであらう。その反対の  
方向については、ラーシギルとガヤーをきままつて通り、ガンジス川の  
すぐ南のミールザール周辺の「南山地方」の新しく開拓された地方  
をも訪れた」と記している。

註(5) 中村博士は、その理由として「王舎城が当時、最大の強国マガダの首  
都であり、技術が最も進歩し、バラモン教的伝統の束縛の最も弱いと  
ころであつた。」と記する。

中村著「ゴータマ・ブッダ」三三三頁参照

註(6) 中村著「ゴータマ・ブッダ」四二八〜四二九頁

註(7) 杉本著「舍利八分と仏塔建立の伝説その三」

東北福祉大学紀要創刊号五二〜五三頁

註(8) J. przyluski, Le partage des reliques du Buddha. 「舍利分配伝  
説成立の時代を、地理的条件を加味しながら位置づけることが可能で  
ある。要求参加者の中にアツラカッパのブリ族、ラーマギーマのコー

リヤ族のような無名の土着民が登場することに注目する。

仏教の歴史の中には Benarés, Campā, Srāvastī という有名な都は記載されていない。かつて主な仏教の拡散や、伝統の発展を研究し、私は連続する三つの交易地を著わした。Rājagṛha は新生仏教の都である。続いて Vāśālī は大きな重要性を持つ。第三の時代は Srāvastī である。この最後の街は、舎利八分伝説に登場する分配の受容者ではない。従って、この分配に関する伝説は Vāśālī 時代に結集されたものである。」と興味ある発表がなされている。

聖語研究一巻・四十七頁

註(9) Dharmapada, A. I. P. 161 におおよそ次の如く記する。

アツラカッパカの王アツラカッパカとヴェータデーバカの王ヴェータデーバカとは幼児以来友人同志であり後に共に出家してヒマラヤ山中に入り修行した。長い間山中に住んでいたが、ヴェータデーバカは死亡する。そして天界に天子として再生するがある時、彼は旅人に身を変えアツラカッパカを訪れ、象を咒縛するヴィーナを与え、咒文を教えて帰る。その時、コーサンビー王バラニタの身重の妃が、怪鳥にヒマラヤ山中までさらわれ、山中のアツラカッパカのところにやってくる。そこで子供が生れるが、アツラカッパカは、その子にヴェータデーバカより受けた象咒を教え、象群をつれて国に帰らせる。そこでその子は王位につくが、彼こそコーサンビー王ウデーナであった。

註(10) 杉本著「舎利八分と仏塔建立の伝説その二」

東北福祉大学論叢十五卷四十九～五十三頁に詳細なる研究が記されて

舎利八分伝説の意義

いる。

註(11) 宮坂著「仏教の起源」七九頁、九六頁参照

註(12) 杉本氏も宮坂博士の説を一応承認し、「コーサンビー附近にその位置を定めておくことにしたい」と記している。

前書五十頁参照